

# 職員の給与に関する報告

令和2年11月

山口県人事委員会





令 2 人 委 第 2 4 1 号

令和 2 年 (2020 年) 1 1 月 5 日

山口県議会議長 柳居 俊学 様

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県人事委員会委員長 齊藤 保夫

一般職の職員の給与について

地方公務員法第 8 条及び第 26 条の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙のとおり報告します。



## 報 告

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月28日、職員の特別給の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、8月17日から9月30日までの期間で調査を実施するとともに、本年の民間給与と職員給与の較差、月例給に係る人事院勧告の内容等を踏まえ、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

このたび、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことから、本報告を行うものである。

### 1 職員の給与

本委員会が本年4月1日現在で実施した「令和2年職員給与実態調査」によると、「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」等の適用を受け、本委員会の給与勧告の対象とされている職員（以下「職員」という。）の総数は18,413人であって、これらの職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、研究職、医療職、教育職及び特定任期付職員の給料表の適用を受けている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者4,483人の平均給与月額額は358,203円であり、その平均年齢は43.0歳、男女別構成は男性69.2%、女性30.8%、学歴別構成は大学卒67.0%、短大卒6.6%、高校卒26.4%、中学卒0.1%となっている。

（職員の給与等に関する報告及び勧告（令和2年10月28日） 別紙第1 報告 第1の1 参照）

### 2 月例給に関する民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精確な比較を行うため、企業規模50人以上

で、かつ、事業所規模50人以上である県内の494の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した167の事業所を対象に、「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係の22職種6,872人及び研究員、教員等の32職種276人について、本年4月分として支払われた給与月額等の調査を行った。

(職員の給与等に関する報告及び勧告(令和2年10月28日) 別紙第1 報告 第1の2 参照)

### 3 月例給に関する職員給与と民間給与との比較

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種の職務に従事する者について、責任の度合い、学歴及び年齢が同等であると認められる者の相互の給与をラスパイレ方式により比較したところ、次表に示すとおり、1人当たり平均にして職員給与が民間給与を190円(0.05%)下回っている。

民間給与と職員給与の較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A) - (B) $\left[ \frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
364,359円	364,169円	190円 (0.05%)

- (注) 1 民間給与は、その責任の度合い、学歴及び年齢別の平均給与月額を算定し、これに対応する公務の職員数により加重平均したものである(ラスパイレ方式)。  
 2 民間にあっては本年度の新規学卒の採用者を、公務にあっては本年度の新規採用者、公益的法人等派遣職員、専従休職者等を除いている。  
 3 民間給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。  
 4 職員給与は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤手当(これに準ずる手当を含む。)及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。)を合計した額である。

### 4 職員給与と国家公務員給与との比較

昨年4月における本県の行政職給料表適用者と国の行政職俸給表(一)適用者の給料月額を、学歴及び経験年数を考慮して比較すると、国家公務員を100としたときの職

員のラスパイレス指数は100.2となっている。

(職員の給与等に関する報告及び勧告(令和2年10月28日) 別紙第1 報告 第1の4 参照)

## 5 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国、山口市とも0.1%上昇しており、また、本年4月の山口市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ157,710円、180,270円、202,823円となっている。

(職員の給与等に関する報告及び勧告(令和2年10月28日) 別紙第1 報告 第1の5 参照)

## 6 人事院の報告

人事院は、本年10月28日、月例給について民間給与との較差(△0.04%)が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わないことを報告した。

人事院の報告の概要については、5ページのとおりである。

## 7 本年の給与の改定

職員の給与決定に関係のある基礎的な諸条件は、これまで述べてきたとおりであり、本委員会は、職員給与と民間給与、国家公務員給与等との比較結果及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、職員の給与について、次のとおり判断した。

### (1) 月例給

本年の職員給与と民間給与の較差がわずかであることや人事院が月例給の改定を行わない旨を報告したことを踏まえ、月例給の改定を行わないことが適当である。

### (2) 特別給

(職員の給与等に関する報告及び勧告(令和2年10月28日) 別紙第1 報告 第1の7(1) 参照)





# 人事院の報告の概要



## 報 告 の 骨 子

### ○ 今回の報告のポイント

#### 月例給の改定なし

民間給与との較差（ $\Delta 0.04\%$ ）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

### 1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差  $\Delta 164$ 円  $\Delta 0.04\%$

[行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳]

### 2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

#### (参考) ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分  
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映



# 参 考 资 料



# 目 次

## 民間給与関係

令和2年職種別民間給与実態調査の概要 .....	7
第1表 産業別・規模別調査事業所数 .....	9
第2表 職種別民間給与の支給状況 .....	10
第3表 公民給与の比較における対応関係 .....	20
第4表 民間における職種別・学歴別初任給 .....	21
第5表 民間における初任給の改定状況 .....	21





# 民間給与関係

## 令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査目的

職員の給与と県内の民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査時点

令和2年4月分最終給与締切日現在

### 3 調査項目

#### (1) 事業所票(1)

賞与等の支払状況

#### (2) 事業所票(2)

給与改定及び諸手当の支給状況等

#### (3) 個人票

年齢、職種、学歴、きまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当等

#### (4) 初任給調査票

学歴別初任給月額及び該当従業員数

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、(3)及び(4)に関する調査である。

### 4 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、3(1)及び(2)に関する調査を先行して実施した。調査期間は次のとおりである。

- ・ 3(1)及び(2)に関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ 3(3)及び(4)に関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

## 5 調査範囲

### (1) 調査対象事業所

常勤の従業員数が、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

### (2) 調査対象職種

支店長等54職種（うち初任給関係職種12職種）

## 6 調査対象の抽出

### (1) 事業所の抽出

上記5(1)に該当する494事業所のうち、規模及び産業等により層化し167事業所を無作為に抽出した。今回の報告の基礎となった調査事業所数は、第1表のとおりである。

### (2) 従業員の抽出

調査事業所の従業員のうち、調査職種の定義に該当するものを抽出した。調査実人員は7,148人（うち初任給関係職種515人）、調査職種該当者(母集団)の推定数は25,992人であり、うち行政職に相当する調査実人員は6,872人(うち初任給関係職種510人)、当該調査職種該当者(母集団)の推定数は25,132人である。

第1表

## 産業別・規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	全 規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	50 人 以 上 100 人 未 満
全 産 業 計	149	56	68	25
農 業 , 林 業 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 建 設 業	13	3	3	7
製 造 業	75	25	41	9
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 情 報 通 信 業 運 輸 業 , 郵 便 業	24	12	8	4
卸 売 業 , 小 売 業	2	1	1	0
金 融 業 , 保 険 業 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	4	3	0	1
教 育 , 学 習 支 援 業 医 療 , 福 祉 業 サ ー ビ ス 業	31	12	15	4

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が18あった。

2 いずれも事業所規模は50人以上の事業所である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第2表

職種別民間給与の支給状況

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与		(A-B)		
			(A)	うち時間外 手当 (B)			
人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	9	55.5	676,210	90	676,120	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	7	55.5	676,146	40	676,106	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	13	54.3	783,864	0	783,864	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	9	55.3	869,986	0	869,986	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	4	52.5	620,964	0	620,964	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	150	52.5	601,584	2,979	598,605	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
大 学 卒	106	52.4	632,208	2,208	630,000		
短 大 卒	12	52.1	512,738	15,734	497,004		
高 校 卒	32	52.9	538,322	0	538,322		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	146	52.3	631,008	6,750	624,258	同上	
大 学 卒	103	52.4	665,214	7,051	658,163		
短 大 卒	13	50.4	555,495	7,500	547,995		
高 校 卒	30	53.0	551,152	5,458	545,694		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

(注) 「\*」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 2 年 4 月 分 平 均 支 給 額				備 考
			きま っ て 支 給		(A-B)		
			す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)  (注)「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課 長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給 与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に 位置付けられる者をいう(以下同じ。)  同上	
大 学 卒	63	50.0	615,295	1,459	613,836		
短 大 卒	53	50.2	654,586	632	653,954		
高 校 卒	3	51.1	392,171	0	392,171		
中 学 卒	7	48.4	434,257	7,327	426,930		
技 術 部 次 長	-	-	-	-	-		
大 学 卒	38	50.2	492,073	14,368	477,705		
短 大 卒	23	49.5	521,815	12,228	509,587		
高 校 卒	2	49.5	485,716	0	485,716		
中 学 卒	13	51.8	434,693	20,894	413,799		
事 務 課 長	351	48.7	499,487	10,399	489,088	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職  同上	
大 学 卒	254	48.4	515,044	8,609	506,435		
短 大 卒	26	48.4	425,418	31,394	394,024		
高 校 卒	71	50.2	465,653	9,737	455,916		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 課 長	384	49.6	548,951	8,560	540,391	同上	
大 学 卒	249	48.3	562,613	10,201	552,412		
短 大 卒	35	51.8	567,707	7,442	560,265		
高 校 卒	99	51.9	505,986	4,730	501,256		
中 学 卒	*	*	*	*	*		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 2 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			きま っ て 支 給		(A-B)		
			す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 課 長 代 理	260	47.6	539,127	105,272	433,855	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	
	大学卒	187	47.0	560,097	115,034		445,063
	短大卒	28	49.8	486,350	81,689		404,661
	高校卒	44	49.9	458,328	66,040		392,288
	中学卒	*	*	*	*		*
技 術 課 長 代 理	66	46.7	461,208	35,341	425,867	同上	
	大学卒	41	44.8	473,713	36,549		437,164
	短大卒	3	46.1	443,544	37,585		405,959
	高校卒	22	50.5	439,226	32,665		406,561
	中学卒	-	-	-	-		-
事 務 係 長	427	43.6	417,094	54,905	362,189	係の長及び係長級専門職	
	大学卒	233	40.7	432,927	65,955		366,972
	短大卒	57	44.9	376,783	35,600		341,183
	高校卒	135	48.2	406,675	42,359		364,316
	中学卒	2	48.0	335,616	85,638		249,978
技 術 係 長	378	45.2	458,492	45,592	412,900	同上	
	大学卒	163	42.2	473,985	49,380		424,605
	短大卒	43	44.8	428,996	28,761		400,235
	高校卒	172	48.4	449,775	46,041		403,734
	中学卒	-	-	-	-		-

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 2 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			きま っ て 支 給		(A-B)		
			す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	328	37.1	344,909	44,521	300,388	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	大 学 卒	199	35.0	356,050	52,356	303,694	
	短 大 卒	36	42.0	316,299	26,960	289,339	
	高 校 卒	93	40.4	328,928	32,221	296,707	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 主 任	446	46.5	458,628	41,756	416,872	(注)「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係 員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給 与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に 位置付けられる者をいう(以下同じ。)
	大 学 卒	178	44.0	477,683	32,096	445,587	
	短 大 卒	43	44.2	403,283	45,412	357,871	
	高 校 卒	223	49.3	450,076	50,668	399,408	
	中 学 卒	2	44.1	339,387	3,525	335,862	
事 務 係 員	1,504	32.7	261,730	27,134	234,596	同上	
大 学 卒	587	30.7	275,419	31,241	244,178		
短 大 卒	235	37.7	262,047	20,094	241,953		
高 校 卒	677	32.9	248,717	25,273	223,444		
中 学 卒	5	45.5	315,502	58,951	256,551		
技 術 係 員	1,353	37.2	332,223	38,355	293,868		
大 学 卒	478	33.2	341,924	49,207	292,717		
短 大 卒	188	33.6	307,562	36,585	270,977		
高 校 卒	683	40.6	332,526	32,044	300,482		
中 学 卒	4	53.4	313,397	28,293	285,104		

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考
			きまって支給		(A-B)	
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
支店長	9	55.5	676,210	90	676,120	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	9	54.9	918,893	0	918,893	構成員50人以上の工場長の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	100	53.5	656,149	1,704	654,445	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	91	52.2	709,811	80	709,731	
事務部次長	47	50.9	684,890	723	684,167	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技術部次長	2	53.2	720,659	3,632	717,027	
事務課長	287	49.1	521,867	11,527	510,340	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
技術課長	253	49.7	596,965	4,986	591,979	
事務課長代理	237	47.8	549,042	110,728	438,314	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技術課長代理	27	47.2	543,312	10,133	533,179	
事務係長	302	42.8	437,830	64,047	373,783	係の長及び係長級専門職
技術係長	270	45.2	498,586	51,104	447,482	
事務主任	211	35.5	359,914	51,763	308,151	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技術主任	313	47.3	483,634	41,358	442,276	
事務係員	828	30.5	263,895	31,524	232,371	
技術係員	844	38.1	347,640	38,695	308,945	



3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考
			きまって支給		(A-B)	
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
円	円	円				
支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	4	53.3	547,206	0	547,206	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	41	50.7	513,924	5,901	508,023	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	46	52.5	535,631	15,813	519,818	
事務部次長	12	49.5	415,940	4,393	411,547	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技術部次長	26	50.6	493,619	6,070	487,549	
事務課長	52	47.4	401,410	4,267	397,143	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
技術課長	120	49.1	460,633	14,804	445,829	
事務課長代理	12	46.1	381,536	32,756	348,780	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技術課長代理	24	44.2	422,097	68,980	353,117	
事務係長	103	45.5	367,707	30,095	337,612	係の長及び係長級専門職
技術係長	58	46.2	376,755	37,260	339,495	
事務主任	96	40.4	315,854	31,299	284,555	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技術主任	104	43.7	378,000	46,319	331,681	
事務係員	535	36.7	259,551	18,969	240,582	
技術係員	411	34.8	290,562	36,870	253,692	

4 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給		(A-B)		
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)			
支店長	-	-	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
工場長	-	-	-	-	-		構成員50人以上の工場長 (取締役兼任者を除く。)
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務部長	9	52.7	541,088	0	541,088	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技術部長	9	52.2	445,452	16,667	428,785	
	事務部次長	4	41.8	485,207	0	485,207	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	技術部次長	10	48.4	427,680	42,000	385,680	
	事務課長	12	47.4	433,497	13,320	420,177	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
	技術課長	11	52.0	424,264	22,006	402,258	
	事務課長代理	11	41.6	411,701	15,715	395,986	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	技術課長代理	15	50.5	386,616	17,491	369,125	
	事務係長	22	46.3	328,691	33,267	295,424	係の長及び係長級専門職
	技術係長	50	43.8	323,715	23,388	300,327	
	事務主任	21	40.1	303,910	20,299	283,611	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	技術主任	29	43.3	317,275	29,791	287,484	
	事務係員	141	36.2	249,902	20,095	229,807	
	技術係員	98	34.1	281,531	40,524	241,007	

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給		(A-B)		
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)			
円	円	円					
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。  業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
	自家用乗用自動車 運転手	3	49.7	311,859	64,559		247,300
	守衛	22	49.3	368,894	56,356		312,538
	用務員	11	51.0	262,040	10,610		251,430
海 事 関 係 職 種	船長・機関長	4	54.0	767,937	132,923	635,014	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
	一等航海士・機関士	4	40.3	596,271	225,806	370,465	
	二等航海士・機関士	2	38.5	557,310	255,651	301,659	
	三等航海士・機関士	3	28.3	471,454	210,411	261,043	
	運航士	-	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	2	52.0	547,061	257,447	289,614	
	甲板手・操機手	2	41.0	437,026	191,466	245,560	
甲板員・機関員	2	33.0	396,579	180,679	215,900		
研 究 関 係 職 種	研究所長	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)	
	研究部(課)長	16	50.5	623,672	623	623,049	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	18	45.9	536,493	1,662	534,831	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	39	43.6	509,216	12,601	496,615	下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する者、上記研究部(課) 長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	74	32.9	337,762	35,429	302,333	
	研究補助員	-	-	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大学学部長	4	53.8	491,953	17,375	474,578	
	大学教授	17	54.7	451,210	18,771	432,439	
	大学准教授	9	51.0	397,058	13,200	383,858	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 2 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きまって支給		(A-B)	
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
教 育 関 係 職 種	大 学 講 師	17	47.6	336,492	17,313	319,179
	大 学 助 教	4	47.5	344,900	0	344,900
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-
	高 等 学 校 教 頭	-	-	-	-	-
	高 等 学 校 教 諭	18	40.8	385,600	0	385,600

その3 再雇用者

企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給		(A-B)		
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)			
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長・工場長	4	62.3	円 540,096	円 0	円 540,096	その1の1企業規模計の備考欄参照
	事務・技術部長	17	62.9	406,609	2,789	403,820	
	事務・技術部次長	*	*	*	*	*	
	事務・技術課長	7	61.8	467,920	0	467,920	
	事務・技術課長代理	8	61.6	274,181	4,466	269,715	
	事務・技術係長	13	65.1	262,349	3,113	259,236	
	事務・技術主任	28	63.0	319,148	17,794	301,354	
事務・技術係員	368	62.2	234,152	9,201	224,951		

第3表

公民給与の比較における対応関係

行政職 給料表	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	—————	—————
8級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
7級			
6級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長・技術課長
5級			
4級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3級		事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

第4表

## 民間における職種別・学歴別初任給

職 種	学 歴		初 任 給 額
事務員・技術者	大 学 卒	事 務	193,027 円
		技 術	208,943
		全	195,609
	短 大 卒	事 務	※ 157,722
		技 術	
		全	
	高 校 卒	事 務	156,085
		技 術	172,086
		全	162,621

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養手当、通勤手当等特定の者にも支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものである。
- 2 技術者(短大卒)、研究員(大学卒)、研究補助員(短大卒、高校卒)、大学助教(大学卒)、高等学校教諭(大学卒)及び船員(海上技術学校卒)についても調査したが、該当がなかった。
- 3 ※印のあるものは、調査実人員が10人以下であることを示す。

備考 職員の場合、現行の行政職初任給は、大卒相当188,700円、高卒相当154,900円である。

第5表

## 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

項目 学歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
		大学卒	51.9	(48.5)	
高校卒	46.5	(45.3)	(54.7)	(0.0)	53.5

- (注) 1 採用の有無は、企業全体として見た場合の新規学卒者の採用状況について集計したものである。
- 2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。